

# みんなでささえる 国保会計



## ～保険証の更新について～

国民健康保険の有効期限は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間となっています。保険証の更新についてご説明します。

### ●新しい保険証はいつ届きますか？

4月の受診に間に合うように、3月下旬に役場から発送します。

万が一、4月になっても届かない場合は、「住民票の住所と郵便局に届けている住所が違う」、「住民票の住所に住んでいない」などの理由が考えられますので、国保係までお問い合わせください。

後期高齢者医療保険に加入されている方は、保険証の有効期限が国保とは異なります。8月が後期高齢者医療保険の保険証の更新になっていますので、お間違えのないようにお願いします。

職場の健康保険などに加入されていて国保喪失の届出がお済みでない方は、早急に届出をお願いします。



3月下旬にお届けする新しい保険証

### ●どんな物が届きますか？

保険証は、窓空きの長方形の封筒(ピンク色)で送付します。

中に入っている台紙(23cm×10cm)に記入されているご自分の住所・氏名などを確認し、抜き取り方のイラストを参考にして各自で「保険証」を切り離してご使用ください。

平成26年度の保険証の色は、「一般」はむらさき色、「退職者医療(※)」はみどり色です。

封筒の中には、保険証のほか「国保のしおり」など国保係からのお知らせが入っていますので、かならず目を通して大切に保管してください。

※退職者医療…老齢年金や退職年金などの支給を受けている方で、加入期間が20年以上、または40歳以降に10年以上ある、65歳未満の方と被扶養者(65歳未満)が対象。「一般」と「退職者医療」は、保険税の徴収方法や額に差はありません。

### ●滞納がある場合の保険証は？

滞納があり督促にも応じない場合は、通常の1年間使用できる保険証に代わって「短期保険者証」や「資格証明書」が発行されます。

短期保険者証は有効期限が短くなり、期限が切れるごとに役場での更新手続きが必要になります。

さらに滞納が重なると、これまでの保険証を返還してもらい資格証明書に切り替わります。資格証明書で医療機関にかかると、医療費を全額自己負担(10割負担)しなければなりません。

○お問い合わせ 【本 庁】 住民課 国保係 ☎43-2800(直通)  
【佐賀支所】 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3111(直通)